内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器又はリール	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G又は4G	30kg
注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP68　国連番号が0029、0267及び0455の危険物に関しては、袋及びリールを内装容器として使用しないこと。			

P132(a)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
－	－	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg
注　非開放型の金属製、プラスチック製又はファイバ板製ケース入りの爆発物若しくはプラスチック爆薬からなる物品に適用する。			

P132(b)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート又はプラスチック製シート	－	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg
注　非開放型のケースを用いない物品に適用する。			

P133

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）、プラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）又は木製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）	ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器又は木製容器	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg
注　1　内装容器がトレイの場合に限り、中間容器を使用しなければならない。 2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP69　国連番号が0043、0212、0225、0268及び0306の危険物に関しては、トレイを内装容器として使用しないこと。			

P134

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
袋（防水性のものに限る。）、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製シート（コルゲート）又はファイバ板製チューブ	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P135

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート又はプラスチック製シート	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P136

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、繊布製袋、ファイバ板製箱、プラスチック製箱、木製箱又は外装容器内の分割仕切り	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P137